

警備業における掘削用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	10~11	被災者は幅が狭い道路にて、住宅保守工事の警備業務中、工事用車両（バケット、以下バケット）の側で歩行者及び車両誘導を行っていた際、軽車両の運転手から道路を通行しようとしたが、道路幅が狭く、バケットがあることで通れないと言われたため、バケットを移動させ、被災者も移動した。被災者がバケットの側へ向かったときに軽車両がバックし、被災者の左足首にタイヤが当たり負傷した。	66	50~99
4	14~15	工事帯内から道路上の一般車両の流れを確認していたところ、バックしてきたコンボが被災警備員に気づかず、被災警備員の右足に乗り上げ負傷した。	47	50~99
6	11~12	道路工事の片側交通誘導警備中、工事現場からバックフォーが道路上の工事箇所に出るため誘導を行った。バックフォーが停止したことを確認し、そのまま片側通行規制の交通整理に戻り立哨していたところ、そのバックフォーが道路上で曲がりきれず方向転換しようとした時に、警備員が近くにいたことに気がつかず、右足付近にバックフォー右側後部のキャタピラーが接触し負傷した。	65	10~29
7	16~17	5差路横断歩道付近にて、バックホーが置き場へ戻る途中、停止したため他の警備員と片側交互通行をしていた。5差路、横断歩道があり、夕方、自転車の通行もあるため、バックホーの運転手も下車していたので、重機に近づき片側交互通行をしていた。後進する合図もなく、後退してきたバック・ホーに轢かれ死亡した。	70	10~29
11	17~18	配水管整備工事に係る道路の交通整理警備において、車や歩行者の交通誘導をしていた為、後方からバックしてきたバックホーに気付かず、右足ふくらはぎ付近をバックホー右後方のクローラーに踏まれ負傷したものである。バックホーの運転	74	10~

		者も日没を過ぎ視界が悪かったことに加え、運転席から右後方が死角となり、後方で警備していた当該労働者を認識していなかったと思われる。		29
11	9～ 10	被災者（以下「甲」）当日の就業場所である工事現場にて、2tトラックをバック誘導していた時、停止していたショベルカー（以下「乙」）が後進して、乙キャタピラ後部に甲の左足首上部が接触し、甲は負傷した。	65	～ 299
11	12～ 13	埋め戻し作業の際、後進したバックホウに接触し、左足をバックホウのキャタピラで踏まれる。	33	—

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)